

(公印省略)
令和4年10月7日

医療機関管理者様

姫路市保健所長

インフルエンザワクチン接種補助事業について

平素は、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる対策等にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行が懸念されるため、医療従事者のインフルエンザワクチン接種に係る費用の一部を補助いたしますのでお知らせします。

記

1 補助対象者

姫路市と COVID-19 行政検査集合契約に参加する市内の医療機関

2 補助対象経費：

医療機関が負担した次に掲げる要件全てに該当する従業員のインフルエンザワクチン接種に要する経費

- (1) 医療機関の業務において、患者又はその疑いがある者と接する者（裏面を参照ください）
- (2) 令和4年10月1日～12月31日の間にインフルエンザワクチンを接種した者
- (3) 高齢者インフルエンザ予防接種の対象者でない者

3 助成内容

予防接種費用のうち、1,500円または、1,500円に満たない場合は、その金額

4 申請書類

以下の書類をまとめて、令和5年1月末までに、保健所予防課に提出してください。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② インフルエンザワクチン接種補助金実績報告書（様式第2号）
- ③ インフルエンザワクチンを接種した従業員の予診票の写し

申請書類を審査し、補助金交付決定通知書を保健所から送付します。

5 請求方法

補助金交付決定通知書を受領した後、インフルエンザワクチン接種補助金請求書様式第4号）を保健所予防課に提出送付してください。

※補助金は、医療機関に対して支払いますので、個人が負担した場合は医療機関で還付対応をお願いします。

- 例
- ・医療機関等内での受付や会計などの医療事務、院内清掃、患者搬送、患者等への配膳といった業務は対象となります。
 - ・医療廃棄物処理、寝具類洗濯、設備や機器の保守点検などは一般的に対象となりませんが、患者と接する場合もあることから、各医療機関の実態に応じて判断をお願いします。
 - ・対象期間中、テレワークのみによる勤務、医療提供施設と区別された法人本部等での勤務のみ、育児休業中、学生指導のみである等の場合には対象となりません。
 - ・かかりつけ医などで予防接種を受けた場合は対象です。ただし、申請時、予診票の写し（領収書は不可）が必要です。

(問い合わせ先)

姫路市保健所予防課

予防接種・難病担当

電話：079-289-1635

FAX：079-289-0210

Mail hokensho-yobo@city.himeji.lg.jp